

高齢者のためのサービスガイド目次

○介護予防のために	1
○安心して暮らせるために	1～3
○家族介護者支援	3～4
○講座	4
○権利擁護	4
○介護保険制度等	5
○後期高齢者医療制度のしくみ	6～8
○保健事業によるサービス	9～10
○高齢者の相談窓口	
・地域包括支援センター	11
・在宅介護支援センター	11
・社会福祉協議会	12～13
○高齢者等に係る税制度	14～15
○介護保険サービス事業所一覧	16～20
○医療機関等一覧	21

高齢者が、いつまでも健やかに、住み慣れた場所で安心して生活が続けることができるように、是非ご活用ください。サービス利用については、申請が必要な場合がありますので、お気軽に担当グループ等にお問い合わせください。

※ 介護予防のために

●さらに元気アップ教室

対象者：65歳以上の高齢者

内 容：スポーツかわにし指定指導者による体操やレクリエーションを月2回。

6月～11月

利用料：ひと月500円、送迎希望者は参加ごとに500円

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

●すこやか塾

対象者：75歳以上の高齢者

内 容：体操やレクリエーションを月2回程度。

1月～3月

利用料（予定）：ひと月500円、送迎希望者は参加ごとに500円

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

●いきいき百歳体操

内 容：テレビ（DVD）を見ながら、おもりを手首や足首につけてイスに座って行う、運動の効果が認められた簡単な体操です。

3人以上集まれば実施できますので希望の方は地域包括支援センターまでご連絡ください。

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

●いきいきサロン（地域介護予防活動支援事業）

対象者：おおむね65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちな方

内 容：生きがい活動や仲間づくりができるように、地域の公民館などを活用して気軽に集える場を提供します。

利用料：無料（実費を負担していただく場合があります。）

問い合わせ：川西町社会福祉協議会（Tel46-3040）

※ 安心して暮らせるために

●生活援助員派遣事業

対象者：要介護（支援）認定を受けていない65歳以上の高齢者で日常生活を営むのに支障のあるひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方

内 容：介護予防、自立支援を目的にホームヘルパーを派遣し、掃除や買い物などの家事援助を行います。1週間につき2回までご利用できます。

利用料：1時間以内460円（生活保護世帯の方は無料）

問い合わせ：役場 福祉介護課 介護グループ（Tel42-6638）

●訪問理美容サービス事業（所得要件なし）

対象者：要介護3以上に認定された方、または身障者手帳2級以上（下肢機能障害、脳原性運動機能障害、体幹機能障害）の方

内 容：寝たきりなどの心身上の理由から、理髪店や美容院に出向くことができない方の自宅に理美容師が訪問し、理美容サービスを行います。

訪問のための出張・移動に要する経費の一部を町で負担します。

問い合わせ：役場 福祉介護課 福祉グループ（Tel42-6635）

●高齢者等雪下援助事業（世帯全員が町民税非課税であること）

対象者：①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者のみの世帯

内 容：除雪援助員を派遣するとともに、一定の費用を援助します。

問い合わせ：役場 福祉介護課 福祉グループ (Tel42-6635)

●運転免許証自主返納推進対策事業

対象者：以下の要件をすべて満たす方

- ① 平成30年4月1日以降に運転免許証の自主返納を行った方
- ② 自主返納時および申請時に川西町の住民である方

内 容：以下の①～⑤の中から1つを支援します。

- ① 山形県タクシー共通乗車券 20,000円分
- ② 山交バス普通回数券 22,000円分
- ③ 山形鉄道利用券 22,000円分
- ④ JR 東日本普通回数乗車券 20,000円以内
- ⑤ カワニシお買物券 20,000円分 ※有効期限があります

申請・問い合わせ：役場 安全安心課 生活安全グループ (Tel42-6616)

●デマンド交通

対象者：町民（一人で車の乗り降りできる方、家族が介助できる方）

内 容：会員登録を行い、利用者が予約センターに電話で予約し利用します。（目的地は町内どこでも可）

利用料：一人1回500円

問い合わせ・申し込み：役場 まちづくり課 企画調整グループ (Tel27-1133)

●福祉有償運送事業

対象者：介助等が必要でかつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者や、障がい者を有する方

内 容：会員登録をし利用できます。

利用料：団体に定めている料金（タクシー料金の半額程度）

事業所：特定非営利活動法人はーとサービス川西 (Tel090-6222-7421)

●介護タクシー

対象者：要介護、要支援認定者、骨折等で介助が必要な方

内 容：電話で予約し利用します。

利用料：事業所にお問い合わせください。

事業所：有限会社どんぐり (Tel54-0050)

介護タクシーおしどり (Tel42-3929 携帯 090-2981-6821)

介護タクシーつばさ (Tel42-6722 携帯 090-5595-6018)

●緊急通報システム設置事業

対象者：65歳以上の高齢者で、緊急時に不安を抱えるひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で一人が寝たきり又は病弱である世帯の方

内 容：緊急時にボタンを押すだけで警備員に連絡できる装置を設置します。

利用料：町民税非課税世帯は1か月あたり550円、町民税課税世帯は1か月900円

問い合わせ：役場 福祉介護課 福祉グループ (Tel42-6635)

●配食サービス事業

対象者：65歳以上の高齢者で自分で食事の支度をすることが困難なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

内 容：安否確認を兼ねて、平日の昼食を宅配します。

利用料：1食あたり300円

問い合わせ：役場 福祉介護課 介護グループ（Tel42-6638）

●救急医療情報キット配備事業

対象者：①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

③ 一人暮らしの障がい者又は障がい者のみの世帯

内 容：迅速で適切な救急活動が行えるよう医療情報を記録した用紙をクリアファイルに入れ、居宅に配備します。

利用料：無料

問い合わせ：役場 福祉介護課 福祉グループ（Tel42-6635）

●避難行動要支援者避難支援事業

対象者：要介護認定高齢者（要介護3以上）

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

身体障がい者（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）

知的障がい者（療育手帳所持者）

日本語に不慣れな在住外国人等

※施設入所者を除く

内 容：災害発生時に家族や自分の力だけでは避難できない方（要支援者）に支援者を登録し、要支援者が安全に避難できるよう支援します。

問い合わせ：役場 福祉介護課 福祉グループ（Tel42-6635）

●徘徊高齢者等事前登録事業「かえっぺ」

対象者：徘徊するおそれのある高齢者の方

内 容：認知症高齢者などで徘徊などにより行方不明になる可能性のある方について、名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録して早期発見に役立てる制度（米沢警察署が登録申請書の写しを保有します）

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

●認知症初期集中支援事業

対象者：以下のいずれかの基準に該当する人（40歳以上）

1 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

① 認知症疾患の臨床診断を受けていない人

② 継続的な医療サービスを受けていない人

③ 適切な介護保険サービスに結びついていない人

④ 診断されたが介護サービスが中断している人

2 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している人

内 容：複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

※ 家族介護者支援

●紙おむつ購入費給付事業

対象者：以下の要件をすべて満たす**在宅**（療養病床を除く病院及び診療所に入院している方を含む）の

65歳以上の高齢者

- ①川西に居住していること。
- ②常時失禁状態又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上であること。
- ③要介護2以上であること。
（ただし要介護2の方は上記②の要件の双方を満たしていること）
- ④生活保護受給者でないこと。

内 容：紙おむつを購入できる利用券（1月あたり3,500円を支給上限とし、その1割は利用者負担とします）を年4回支給します。

申請・問い合わせ先：役場 福祉介護課 介護グループ（Tel42-6638）

※介護保険被保険者証、印鑑をご持参の上、申請してください

※申請手続は、別居や町外在住の家族の方も可能です。

●家族介護教室

対象者：65歳以上の高齢者を介護している家族の方や介護に関心のある方

内 容：介護者の介護にかかる負担の軽減を図るため、介護予防や介護の方法、介護をする方の健康づくりなどの知識または技術を習得するための教室を開催します。

利用料：無料（実費を負担していただく場合があります。）

問い合わせ：川西町社会福祉協議会（Tel46-3040）

●オレンジカフェ

（まちカフェ・西大塚カフェ・きらきらカフェ・茶処そよ風・よっとごえカフェ）

対象者：認知症の方やそのご家族、どなたでも

内 容：茶話会 軽体操等

参加料：無料

日時や場所は町報の行事予定カレンダーでご確認ください

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

※ 講座

●認知症サポーター養成講座

対象者：自治会、老人クラブ、ボランティア団体等

内 容：認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援するサポーターを養成するための講話等（60分～90分）

利用料：無料

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

※ 権利擁護

●成年後見制度利用支援事業

対象者：成年後見人等の申し立てが必要な方で、申し立てを行うことができる4親等以内の親族がいない方

内 容：成年後見等の町長申し立て及びその費用の助成、成年後見人等の業務に対する報酬の助成。

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

※ 介護保険（詳しくは介護保険パンフレットをご覧ください）

●介護保険制度

介護（支援）を必要とする方が介護（予防）サービスを利用しながら自立した生活を送ることを支える制度です

65 歳以上の方または 40 歳以上 65 歳未満で特定疾病※のある方が要介護（支援）認定を受けた場合介護サービスを利用できます。

※特定疾病…脳血管疾患や初老期認知症、糖尿病性神経障害、関節リウマチ等 16 疾病

サービスの種類：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具の貸与・購入費助成、住宅改修費の助成、介護老人福祉施設

（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設など（事業所一覧 P 16 ～をご覧ください）

問い合わせ：役場 福祉介護課 介護グループ（Tel42-6638）

●介護予防・生活支援サービス事業

対象者：要支援 1・2 の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者（窓口に相談に来られた方、要介護認定で非該当と判定された方のうち基本チェックリストを受けて生活機能低下がみられた 65 歳以上の方）

内 容：自立した生活が送れるように支援を行います

サービスの種類	内容
訪問型サービス	掃除や調理などの生活援助 入浴介助などの身体介護
通所型サービス	デイサービスやサロンなど

問い合わせ：役場 福祉介護課 地域包括支援センター（Tel42-6638）

●後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があると認定された方が加入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

広域連合は、保険料率の決定、保険料の賦課、医療費の支給などの事務を行い、市町村では、保険証の引渡し、申請や届出の受付事務、保険料の徴収事務を行ないます。

●被保険者になる方

◇対象者

- ・75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者になります。

- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方

役場住民課窓口で申請後、広域連合の認定を受けた日から被保険者になります。

◇社会保険などの被扶養者だった方も被保険者になります。

国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だった方はもちろん、社会保険などの健康保険に加入している方に扶養されていた方も後期高齢者医療制度の被保険者になります。

◇保険証は、一人に一枚交付します。

後期高齢者医療制度の被保険者には、後期高齢者医療制度独自の保険証を一人に一枚交付します。

保険証には、自己負担の割合が記載されていますので、医療機関にかかるときは、必ず医療機関の窓口に提示してください。

●医療機関にかかるとき

医療機関にかかるときは、所得の区分に応じて、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。

◇所得区分

1 現役並み所得者

同じ世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方。ただし、後期高齢者医療の被保険者の収入合計が、二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は申請により、1割負担になります。

2 一般

現役並み所得者、低所得者区分Ⅱ及び低所得者区分Ⅰ以外の方。

3 低所得者区分Ⅱ

世帯の全員が住民税非課税の世帯の方。

4 低所得者区分Ⅰ

世帯の全員が住民税非課税であり、その世帯の方のそれぞれの所得が0円でさらに年金収入が80万円以下の世帯員のみの方。

◇入院したときの食事代

病院へ入院したときは、所得の区分に応じて食事代を負担します。また、療養型病床に入院する場合には、食事代に加えて居住費が必要になります。

入院時食事代の負担額

所得区分		食費（1食あたり）
現役並み所得者、一般		460円
低所得者区分Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去1年以内の入院が90日を超えるとき	160円

低所得者区分Ⅰ	１００円
---------	------

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担額

所得区分	食費 (１食あたり)	居住費 (１日あたり)
現役並み所得者、一般	４６０円	３７０円
低所得者区分Ⅱ	２１０円	３７０円
低所得者区分Ⅰ	１３０円	３７０円
低所得者区分Ⅰのうち老齢福祉年金受給者	１００円	０円

※指定難病の方の居住費は０円です。

◇医療費が高額になったときは

１ヶ月（同じ月）に支払った医療費の合計が、次の表による自己負担の限度額を超えた場合に、申請して認められると限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。医療費が外来のみの場合は個人単位で計算します。入院した場合には、世帯単位で計算します。

高額医療費 月ごとの自己負担の限度額

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
			３回目まで	４回目以降
現役並み所得者	課税所得 ６９０万円以上	２５２，６００円＋医療費が８４２，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算		１４０，１００円
	課税所得 ３８０万円以上	１６７，４００円＋医療費が５５８，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算		９３，０００円
	課税所得 １４５万円以上	８０，１００円＋医療費が２６７，０００円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算		４４，４００円
一般		１８，０００円 (年間上限 １４４，０００円)	５７，６００円	４４，４００円
低所得者区分Ⅱ		８，０００円	２４，６００円	２４，６００円
低所得者区分Ⅰ		８，０００円	１５，０００円	１５，０００円

※後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、住民課年金保険グループ（TEL42-2114）まで

●在宅医療

●訪問歯科診療

身体に障害があり、通院が困難な方に対して、居宅に訪問し、歯科治療を行っています。訪問歯科診療を希望される方は、かかりつけ歯科医に直接お申込みください。

かかりつけ歯科医がいない方は福祉介護課 地域包括支援センター（Tel 42-6638）またはケアマネジャーにご相談ください。

●保健事業

●各種検診

○結核検診

65歳以上の方を対象に各地区交流センター等で実施します。

年に一度は結核検診を受けましょう。

○がん検診

40歳以上の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を各地区交流センター等で実施します。

子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の方を対象に南陽検診センター等で実施します。

○特定健康診査及び特定保健指導

川西町国民健康保険に加入している40～75歳未満までの方を対象に各地区交流センター等で健診を実施します。結果によって保健指導を受けていただくことになります。（※国民健康保険以外の方は、加入している医療保険のもとで特定健康診査や特定保健指導を受けることになります。）

【健診内容】 計測・腹囲測定・血圧・尿（糖・蛋白）・血液（糖・肝・脂質・貧血）心電図・眼底検査・血清クレアチニン検査など

○健康診査

後期高齢者医療被保険者の方を対象に各地区交流センター等で実施します。

【健診内容】 計測・血圧・尿（糖・蛋白）・血液（糖・肝・脂質・貧血）心電図・眼底検査・血清クレアチニン検査など

○骨粗しょう症検診

41、46、51、56、61、66、71歳の女性を対象に骨密度測定検査の助成を実施します。各地区検診会場等で受けることができます。

○前立腺がん検診

51、56、61、66、71歳の男性に対し助成を実施します。各地区検診会場等で受けることができます。

○歯周疾患検診

40、50、60、70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施します。

対象者には個人宛にご案内します。

●健康相談

健康に関する相談に保健師がお応えします。随時受け付けています。

●健康教育

生活習慣病予防に役立つ正しい健康情報を学び、実践していくための楽しい健康講座を開催します。

●健幸マイレージ事業

対象者：19歳以上の川西町民又は川西町に勤務している方

内 容：健康づくりに取り組んでポイントを貯め、応募することで「健康」と「お得が手に入ります。

●脳いきいき教室

対象者：65歳以上の高齢者で、健康づくりに積極的に取り組みたい方

期 間：6月～3月（月1～2回程度開催）

内 容：体育館で軽体操やレクリエーション等

定 員：３０名

利用料：月５００円（体育館利用料）＊初回のみ保険料１,０００円別途負担となります。

問い合わせ：川西町町民総合体育館（Tel46-2277）

●家庭訪問

保健師・管理栄養士が家庭を訪問し、生活習慣病に対する指導や療養上の助言などを行います。

●予防接種

○高齢者肺炎球菌

過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない、６５歳～１００までの５歳刻みの年齢の方、６０歳から６５歳未満の方で一定の障がいのある方を対象に、肺炎や気管支炎の予防や重症化防止を目的に、予防接種費用の助成を行います。

対象者には、個人宛にご案内します。

○高齢者インフルエンザ

６５歳以上の方と６０歳から６５歳未満の方で一定の障がいのある方を対象に、インフルエンザ発病予防と重症化防止のため、予防接種費用の助成を行います。

予防接種時期が近くなりましたら、町報等でご案内します。

※保健事業のサービスについてのお問い合わせは、健康子育て課健康グループ（Tel42-6640）まで

●高齢者のための相談窓口

地域包括支援センター

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。「地域包括支援センター」はその体制の中核となって、町や医療機関、サービス提供事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応していきます。

【主な役割】

- 高齢者やその家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止や権利擁護事業
- 認知症に対する事業など

◎川西町地域包括支援センター

所在地：川西町大字上小松 977－1 番地（役場福祉介護課内）

電 話：42－6638 FAX：42－6614

在宅介護支援センター

町からの委託を受け、家庭で介護を受けている高齢者やその家族など、在宅介護や福祉全般に関する相談に応じています。必要に応じて各種の保健・福祉サービスが受けられるよう、関係機関との調整を行うほか、介護保険利用の窓口にもなっています、

【主な役割】

- 介護についての総合相談
- 介護保険の申請受付
- 在宅福祉サービスの相談・受付

- ・相談したいことがあっても役場等に行くことができない場合は、電話連絡によりセンターからご自宅に職員が訪問します。
- ・相談内容については、秘密を厳守します。
- ・24時間いつでも相談を受け付けています。

【センターの所在と担当区域】

在宅介護支援センター ◎そよ風の森	川西町大字時田 1417 番地 電話：46-2121	担当地区：大塚、犬川、吉島、 中郡（下奥田を除く）
在宅介護支援センター ◎かがやきの丘	川西町大字下奥田 3796 番地 20 電話：54-2930	担当地区：小松、玉庭、東沢、 中郡（下奥田のみ）

社会福祉協議会

町内全世帯、地域の福祉施設や団体、ボランティアグループなどの福祉関係団体を会員とする民間団体で、地域福祉推進事業や在宅福祉サービス業、相談事業などを行っています。

【主な役割】

- 在宅福祉サービスの提供
- ボランティアの登録や紹介、活動支援
- 日常生活相談（介護相談、生活全般相談等）
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活福祉資金、民生金庫の貸付および生活支援
- 福祉団体（老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、ボランティア連絡会）の支援
- 介護予防事業等

■心配ごと相談所

家族関係・金銭トラブル・介護・人権問題等、専門の相談員が対応いたします。

- ◇相談日 毎週水曜日
- ◇受付時間 午後１時３０分～４時
- ◇場所 川西町健康福祉センター（公立置賜川西診療所隣）
- ◇その他 相談は無料で事前の申し込みは必要ありません。個人の秘密は固く守ります。

■福祉サービス利用援助事業

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで、福祉サービスを利用したいけれどよくわからない方、お金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方が対象で、施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

◇主なサービス

- ・福祉サービスを利用したいけれど手続きがわからない時のお手伝い。
- ・毎日の生活に必要な金銭の出し入れをお手伝い。
- ・役場や施設等の書類提出など日常的に必要な事務手続きのお手伝い。
- ・大切な書類や預金通帳、印鑑などを安全な場所でお預かりします。

■福祉機材貸し出し

外出時等の車いすや地域の行事に必要なイベント用品を貸し出します。

- ◇貸し出し用品 車いす、ポップコーン機、かき氷機
- ◇維持協力金 １台５００円（車いすの貸出は無料）
- ◇電話予約可能、申込書あり

■生活困窮者支援緊急食料提供

町社協で購入した食料及び寄贈いただいた食料を生活困窮世帯等に無償で提供する事業です。

■民生金庫貸付事業

低所得者世帯の福祉増進を図るため応急生活資金の貸付を行う。

- ◇利用できる世帯 川西町の住民で
生活困窮世帯でこの資金を必要と認められる世帯
自立更生の見通しがあり、償還能力がある世帯
- ◇貸付額 １世帯５万円以内
- ◇貸付期限 貸付の翌月から１０か月以内

◇申し込み 担当の民生委員児童委員にご相談ください。

■傾聴ボランティア「のぞみ」

高齢や障がいのため閉じこもりがちの方の話し相手となるボランティアです。

訪問日程や回数などは希望者との話し合いで決めていきます。

時間は午前 10 時から 1 時間程度。(土日祝日、1～3 月は除く) 無料

■生活福祉資金貸付制度(療養・介護等資金の貸付)について

低所得者、高齢者または障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

◇利用できる世帯と所得の基準

- ・低所得世帯 生活状況を勘案し、生活保護基準の 2 倍以下の世帯を貸付の目安とします。
- ・障がい者世帯 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯。(所得制限有)
- ・高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者がいる世帯。(所得制限有)

◇貸付条件等

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	6月以内	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	6月以内	8年以内
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内	6月以内	5年以内
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内	6月以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内	6月以内	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	6月以内	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	6月以内	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	6月以内	3年以内
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	2月以内	12月以内

◎問い合わせ 川西町社会福祉協議会

所在地：川西町大字上小松 2918 番地 2

電話：46-3040

●高齢者に関係がある税等について

(所得税と住民税)

高齢者の方に適用される、または関連のある税の控除については次のとおりです。

* 納税者本人や生計を一にするご家族が、申告をすることにより税の控除が適用されます。

○扶養控除(老人扶養家族) (その前年の12月31日現在の年齢)

【控除額】

控 除 名	内容および範囲	所得税	住民税
扶養控除(老人扶養親族)	扶養のうち70歳以上の高齢者	48万円	38万円
(同居老親等)	納税者又は配偶者のいずれかと同居直系尊属	58万円	45万円

○配偶者控除(老人配偶者)

控除額は、控除を受ける申告者の合計所得金額により次の表のとおりになります。

申告者の 合計所得金額	控除額	
	所得税	住民税
900万円以下	48万円	38万円
900万円超950万円以下	32万円	26万円
950万円超1000万円以下	16万円	13万円

○障害者控除(その前年の12月31日の現況)

①身体障害者の認定を受けている方(身体障害者手帳をお持ちの方)

※精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方は、特別障害者控除対象

②要介護認定を受けている要介護者等の方(身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方が控除を受けるには、福祉介護課で障害者控除対象者認定書の交付申請手続きが必要です。)

③上記以外で6か月以上寝たきりの方

※①～③の状態によって普通障害者控除と特別障害者控除になります。

【控除額】

	普通障害者控除(額)	特別障害者控除(額)
身体障害者	3～6級	1、2級
	所得税 27万円	所得税 40万円
	住民税 26万円	住民税 30万円
要介護認定者	要介護の認定状況により	
	所得税 27万円	所得税 40万円
	住民税 26万円	住民税 30万円
寝たきり高齢者		所得税 40万円 住民税 30万円

○医療費控除の範囲(所得税法等の改正により変更になる場合があります。)

以下のものが該当し医療費控除の明細書(様式あり)の添付が必要となります。

①医師、歯科医師に支払った診療代、入院費、あんま・はり・きゅう代、通院費用

②治療や療養のための医師が必要と認めた医薬品代(健康維持・病気の予防のものを除く。)

③義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入費(治療を受けるために直接必要としない、眼鏡や補聴器等の購入の費用は除く)

④介護老人保健施設、介護老人福祉施設等(在宅)で提供されるサービスに対する費用(領収書に記載されている「医療費控除対象額」)

⑤おむつ代(初年度は、おむつ使用証明書、2年目以降主治医の意見書(写し)等が必要)

⑥特定の条件のもと、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般医薬品のうち医療用から転用され

た医薬品）を購入した費用（医療費控除の特例）。

※詳細については、管内税務署または町税務会計課にお問い合わせください。

介護保険サービス事業所一覧(本町利用者のいる主な介護サービス事業所)

●訪問介護

事業所名	住所	電話番号
川西町社会福祉協議会訪問介護事業所	川西町大字上小松2918-2	46-5500
JA 山形おきたま福祉センター川西	米沢市広幡町上小菅 638-4	40-1845
ケアセンターてらす	米沢市窪田町窪田1435-13	27-8695
ニチイケアセンター西米沢	米沢市成島町2丁目1-110-16	37-0725
ツクイ米沢	米沢市栄町1-4	26-7201
(株)サン十字ホームヘルプサービス	米沢市中田町751-1	21-1451
訪問介護サービスセンター南陽の里	南陽市宮内1204-3	59-1030
ほのぼのケアサービスヘルパーステーション	南陽市和田3369	47-3942
(株)サン十字ホームヘルプサービス長井	長井市栄町4-21	0238-84-8037

●訪問リハビリ

事業所名	住所	電話番号
公立高畠病院	高畠町大字高畠386	52-1500

●訪問看護

事業所名	住所	電話番号
湖山病院訪問看護ステーション	川西町大字下奥田字穴澤平3796-20	42-2071
訪問看護ステーションきらり	米沢市金池7丁目5-21	40-1885
在宅リハビリ看護ステーションつばさ米沢サテライト	米沢市花沢町2823-3	26-1277
めぐもり訪問看護ステーション	米沢市立町 4339	26-1632

●訪問入浴

事業所名	住所	電話番号
株式会社サン十字訪問入浴介護サービス	米沢市桜木町1-64	24-8711
ツクイ米沢金池	米沢市金池5丁目4-5	26-7301
(株)きらり訪問入浴介護事業所	米沢市口田沢1500-1	31-2228
アースサポート米沢	米沢市金池1丁目4-3	24-2311

●通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住 所	電 話 番 号
介護老人保健施設 かがやきの丘通所リハビリテーション	川西町大字下奥田字穴澤平3796-20	42-5000
介護老人保健施設 ドミール南陽通所リハビリテーション	南陽市桐塚940	40-3888

●認知症対応型通所介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
デイサービスセンターかがやき	川西町大字下奥田字穴澤平3796-20	42-5000

●通所介護（デイサービス）

事業所名	住 所	電 話 番 号
デイサービスセンター薬師温泉	川西町大字西大塚1354-13	46-2255
けんしんリハビリデイサービス	川西町大字西大塚1374-1ビューライ ト西大塚A号室	46-3919
JA 山形おきたまデイサービスセンター愛遊	米沢市広幡町上小菅638-4	36-0336
(株)サン十字デイサービス	米沢市桜木町1-64	24-1431
ニチイケアセンター西米沢	米沢市成島町2丁目1-110-16	37-0725
デイサービスセンターほのぼの	南陽市竹原2839-1	40-0250
ツクイ長井	長井市九野本268	0238-83-3770

●地域密着型通所介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
ケアステージとこしえ西大塚	川西町大字西大塚2301	54-2225
デイサービスセンターそよ風の森	川西町大字時田1417	46-2121

●短期入所生活介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
指定短期入所生活介護事業所 そよ風の森	川西町大字時田1417	46-2121
成島園ショートステイ	米沢市広幡町成島字窪平山2120-5	37-2133
万世園ショートステイ	米沢市万世町梓山5496-12	28-1455
介護付き有料老人ホームやすらぎ苑	米沢市成島町3丁目2-127-12	37-1865
特別養護老人ホーム たかはた荘	高畠町大字高畠303-1	52-5550
特別養護老人ホーム まほろば荘	高畠町大字福沢705-1	57-5000
特別養護老人ホーム はとみね荘	高畠町大字高畠303	51-0001
短期入所生活介護事業所ドミール南陽	南陽市桐塚924	40-4020
特別養護老人ホーム 太陽の里ふたば	南陽市宮内2381	40-4020

寿泉荘指定短期入所生活介護事業所	長井市今泉1857	0238-88-9127
白鷹介護サービスセンターふれあいの里	白鷹町畔藤5049	0238-85-3332
マيسカイ中山	白鷹町大字中山2760	0238-85-6636
特別養護老人ホーム ひめさゆり荘	飯豊町大字添川3514-82	0238-74-2011
短期入所生活介護センター 福祉の里めざみ	飯豊町大字椿3642	0238-86-2231

●短期入所療養介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
介護老人保健施設 かがやきの丘	川西町大字下奥田字穴澤平3796-20	42-5000
介護老人保健施設 ドミール南陽	南陽市桐塚940	40-3888
介護老人保健施設 ほなみ荘	南陽市宮内3750	47-6000

●福祉用具（レンタル・販売）

事業所名	住 所	電 話 番 号
JA 山形おきたま福祉センター川西	川西町大字上小松978-1	46-5575
(株)平山家具	川西町大字上小松3471-7	46-2235
ニチイケアセンター西米沢	米沢市成島町2丁目1-110-16	37-0729
あおぞら福祉用具事業所	米沢市徳町210-1	40-0896
(株)ニュー東北本部	米沢市中央6-1-219	24-2791
さんゆうレンタルサポート	米沢市西大通2丁目2-30	24-2550
福祉用具レンタル事業所ゆとりの樹	米沢市直江町10-22	22-5566
介護ショップぴゅあ	米沢市大町5-3-34	26-5898
(株)アンミン	米沢市万世町片子5152	27-7650
悠々暮らし会	米沢市城北1丁目8-32	22-7017
ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル	南陽市和田3369	47-3942
(株)サン十字福祉用具レンタル販売サービス高畠	高畠町高畠550-1	52-5111
(株)サン十字福祉用具レンタル販売サービス長井	長井市栄町4-21	0238-87-0801
さふらん長井店	長井市中道2丁目5-34	0238-83-2500

●小規模多機能型居宅介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
ケアセンターとこしえ西大塚	川西町大字西大塚2308-9	42-3555

●居宅介護支援(ケアマネジャーの所属する事業所)

事業所名	住 所	電 話 番 号
かがやきの丘居宅介護支援事業所	川西町大字下奥田字穴澤平3796-20	42-5000
川西町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	川西町大字上小松2918-2	46-5500
居宅介護支援事業所薬師温泉	川西町大字西大塚1354-13	46-2255
在宅介護支援センターそよ風の森	川西町大字時田1417	46-2121
JA 山形おきたま福祉センター川西	川西町大字上小松978-1	46-5575
ケアプランセンター杏子	米沢市中央6丁目1-219	24-2737
(株)サン十字居宅介護支援サービス	米沢市中田町751-1	37-7231
ケアセンターてらす	米沢市窪田町窪田1435-13	27-8695
JA 山形おきたま福祉センター米沢	米沢市金池5丁目3-9	21-2941
三友堂居宅介護支援センター	米沢市大字塩野2755-3	21-8101
公徳会居宅介護支援事業所	南陽市櫛塚1180-2	43-8313
(株)サン十字居宅介護支援サービス南陽	南陽市宮内554-3	40-0361
寿泉荘居宅介護支援事業所	長井市今泉1857	0238-88-9127
(株)サン十字居宅介護支援サービス長井	長井市栄町4-21 ダイワビル2F	0238-84-8037
指定居宅介護支援事業所風ぐるま	長井市今泉2944-3	0238-87-8181

●医療機関等一覧

	医療機関等の名称	所在地	電話番号
病院	公立置賜総合病院	川西町大字西大塚2000	46-5000
	川西湖山病院	川西町大字下奥田穴澤平3796-20	54-2100
	公立置賜南陽病院	南陽市宮内1204	47-3000
	佐藤病院	南陽市櫛塚948-1	40-3170
	公立高畠病院	高畠町大字高畠386	52-1500
	独立行政法人国立病院機構米沢病院	米沢市大字三沢26100-1	22-3210
	米沢市立病院	米沢市相生町6-36	22-2450
	三友堂病院	米沢市中央6-1-219	24-3700
	医療法人舟山病院	米沢市駅前2-4-8	23-4435
	三友堂リハビリテーションセンター	米沢市成島町3-2-90	21-8100
	米沢こころの病院	米沢市アルカディア1丁目808-32	27-0506
	公立置賜長井病院	長井市屋城町2-1	0238-84-2161
	吉川記念病院	長井市成田1888-1	0238-87-8000
診療所	柄沢医院	川西町大字中小松2215-1	42-2222
	公立置賜川西診療所	川西町大字上小松2918-2	42-2151
	斎藤内科循環器科クリニック	川西町大字上小松1068-6	46-5539
	医療法人社団きじまキッズクリニック	川西町大字上小松915-5	54-0135
	おきたまフワークリニック	川西町大字西大塚1623-1	27-1620
	希望ヶ丘診療所	川西町大字下小松2045-20	46-2383
歯科医院	松岸歯科医院	川西町大字中小松2832-3	46-3563
	長十歯科医院	川西町大字上小松1517-2	42-5152
	安川歯科クリニック	川西町大字上小松915-5	54-0210
	ふなやま歯科医院	川西町大字上小松1078-1	42-3057
薬局	須貝薬局	川西町大字上小松173-12	42-2670
	アイン薬局川西店	川西町大字上小松2919-1	54-2008
	天神森調剤薬局	川西町大字上小松1417-2	54-2121
	アップル薬局おきたま店	川西町大字西大塚1384-1	42-6688
	アップル薬局美女木店	川西町大字上小松1078-7	46-5537
	すみれ調剤薬局公立置賜病院前店	川西町大字西大塚字堂ノ前参1973	42-6111
	アイン薬局公立病院前店	川西町大字西大塚字横道1371-5	42-6222
	川西調剤薬局	川西町大字上小松915-5	54-0170

山形県医療機関情報ネットワークより抜粋

● 悩み・疑問・心配ごと 一人で抱えこんでいませんか？

川西町地域包括支援センター

にお気軽にご相談ください

地域包括支援センターは、介護、健康、福祉、虐待防止、権利擁護など、高齢者の暮らしにかかわるあらゆる相談や問題に対応する総合相談窓口です。

介護や健康のこと 権利を守ること

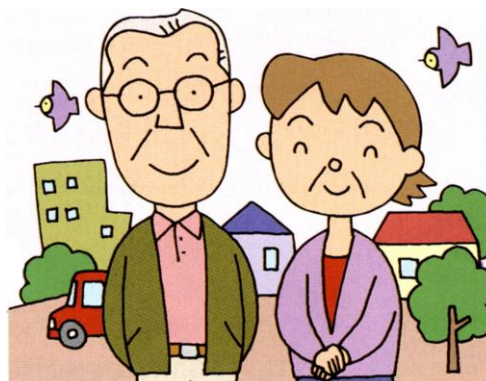


- 介護保険や介護予防の相談
- 要支援 1・2 の人のケアマネジメント
- 福祉や保健、医療に関する相談
- 経済的な困窮に関する相談
- どこに相談してよいかわからない心配ごと、悩みごと
- 高齢者虐待に関する相談や連絡・通報
- 悪徳商法に関する相談
- 金銭管理や契約に関する相談
- 成年後見制度に関する相談

なんでも相談



暮らしやすい 地域のために



川西町地域包括支援センター

電話 0238-42-6638

所在地：川西町大字上小松 977-1（役場福祉介護課内）